虐待对応研修会

対応マニュアルの解説及び具体的運用方法

平成29年8月2日(水) 17:30~ 管理棟4階第一会議室



虐待の類型

- ◆高齢者虐待
- ◆ 児童虐待
- ◆ 障害者虐待
- ◆配偶者間暴力(DV)

⇒ 虐待防止の理念は人権意識の高まりとと もに、制度化、具体化されてきた。



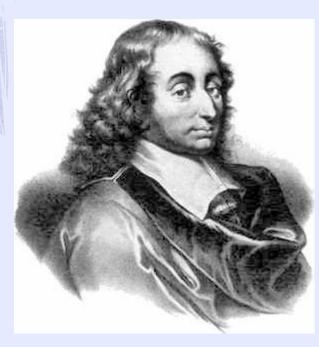
人「ヒト」とは何か(定義)

古代ギリシャでは・・・ 「羽のない二本足の動物」、「理性的動物」、 「政治的動物」、「笑う動物」、 「火を使い言葉を持つ動物」・・・・などなど



「羽をむしった鶏は人間?」 「母親の胎内にいる胎児は理性もなく、火も言葉も 使えないが、人間ではないのか?」

人「ヒト」とは何か(定義)



人間はひとくきの葦にすぎない。自然のなかで最も弱い ものである。だが、それは考える葦である。彼をおしつぶす ために、宇宙全体が武装するには及ばない。蒸気や一滴 の水でも彼を殺すのに十分である。だが、たとい宇宙が彼 をおしつぶしても、人間は彼を殺すものより尊いだろう。な ぜなら、彼は自分が死ねることと、宇宙の自分に対する優 勢とを知っているからである。宇宙は何も知らない。

だから、われわれの尊厳のすべては、考えることのなかにある。われわれはそこから立ち上がらなければならないのであって、われわれが満たすことのできない空間や時間からではない。だから、よく考えることを努めよう。ここに道徳の原理がある。

— パスカル、『パンセ』、前田陽一、由木康訳、中公文庫、 1973年、225頁。

近代以降「権利・義務の主体となる」自然人の存在が、法的に整備されるようになった。そのきっかけとなったのは「自由・平等・博愛」をスローガンに掲げたフランス革命で、革命後に制定されたフランス民法典(ナポレオン民法典)が、その起源とされる。



近代以前、世界には権利・義務の主体とはなれない「人間」が多く存在していた。(奴隷、農奴、カースト制度下のシュードラ、奴婢・・・)

ここで質問です

「胎児は、権利・義務の主体となるでしょうか?」



ここで質問です

「胎児は、権利・義務の主体となるでしょうか?」



胎児については、不法行為による損害賠償請求、 相続、遺贈について、「既に生まれたものと見なす」 (民法721条、886条、965条)とされ、権利能力が 限定的に認められている。

人権意識の高まり

- ◆世界人権宣言 1948年
- ◆子どもの権利条約発効 1990年
- ◆リスボン宣言 2005年
- ◆性の権利宣言 2014年
 - ⇒ 児童虐待防止法・・・1996年
 - → 配偶者暴力防止法・・・2001年
 - ⇒ 高齢者虐待防止法・・・2005年
 - ⇒ 障害者虐待防止法・・・2012年

虐待対応は・・・

- 虐待対応は全国民の義務
- 〇 関係機関への迅速な通報
- 関係機関同士の情報共有・連携
- 上記対応時の免責事項
 - → 個人情報保護法、地方公務 員法など

医療機関で求められること

- 虐待判定の端緒となりうる現場であることを理解し、サインを見逃さない。
- 家族間虐待の場合、関係性の再 構築という課題があり、アセスメン トとフォローが重要となる。

というわけで・・・

- 「虐待防止マニュアル」が必要となる。
- ①高齢者虐待対応ニュアル
- ②児童虐待対応マニュアル
- ③障害者虐待対応マニュアル
- ④配偶者間暴力対応マニュアル

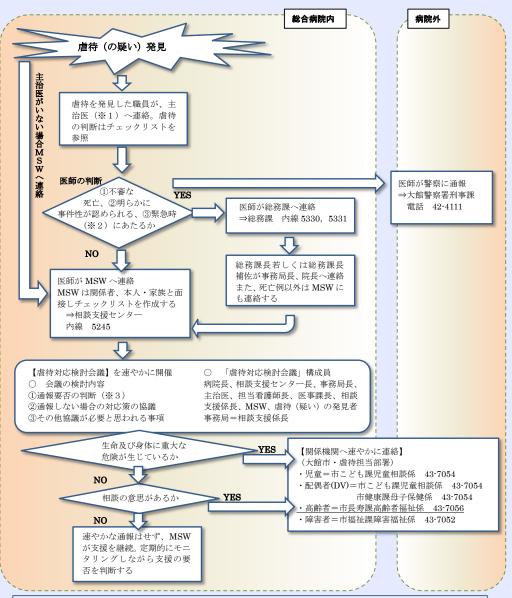
ができました。

簡単にご紹介

①高齢者虐待対応ニュアル、②児童虐待対応マニュアル、③障害者虐待対応マニュアル、④配偶者間暴力対応マニュアル、④配偶者間暴力対応マニュアルの4部構成。

それぞれ目的、用語の定義、法的義務 と免責事項、早期発見のポイント、対応手 順(フロー)、通報先等で構成されている。

【 被虐待者を発見した場合の対応フロー(平日・日中) 】(高齢者虐待)



(※1) この場合の主治医とは「虐待発見当日診察を予定していた医師、又は、すでに入院・外来診療を開始し主治医として担当している医師」をいう。

(※2) 緊急時とは、①虐待者が暴力的なとき、薬物を乱用していると考えられるとき、②受傷程度が重く初動捜査を促す必要があるとき、③養護者が強引に連れ去られる危険性が有場合、をいう。

(※3)「生命及び身体に重大な危険が迫っていると考えられるとき」には、被虐待者本人の同意がなくても通報しなければならない。また、重大な危険が生じていなくとも通報するよう努めなければならない。 ✓

5 被虐待者発見の場合の対応手順(平日・日中)(「フロー図」参照) 別紙「被虐待者を発見した場合の対応フロー」を参照し、職員が被虐待者を発見した場合 は以下のとおり対応するものとする。

(1)虐待を疑う「発見」

職員が、虐待が疑われる高齢者を発見した場合は、担当医(主治医)に連絡をする。虐待の判定にあたっては「高齢者虐待チェックリスト」によるものとする。

- ※「担当医」とは、被虐待高齢者を当日診察する予定である医師(日当直など)。
- ※「主治医」とは、すでに当院に通院・入院している患者の主たる担当医となっている医師。

(2)担当医(主治医)の判断・・・緊急通報を要する場合

不審な死亡あるいは事件性が明白、又は緊急時には、担当医若しくは主治医より直接警察に通報すると同時に、総務課長へ通報の状況につき連絡する。この場合総務課長は通報内容を病院長に報告する。

- ※「緊急時」とは、以下の場合をいう。
- ・虐待者が暴力的なとき。・虐待者が薬物を乱用しているとき。
- ・ 通報しないことにより新たな虐待が発生する疑いがあるとき。

(3)担当医(主治医)の判断・・・緊急通報を要しない場合

上記(2)に該当しない場合、担当医若しくは主治医より相談支援センターMSWに連絡する。

(4)チェックリストの作成

MSWは、本人・家族、関係者と面接してチェックリストを作成し、相談支援係長へ報告する。

(5)虐待対応検討会議(以下「検討会議」という。)

MSWより報告を受けた相談支援係長は、以下のとおり速やかに「検討会議」を開催する。
①検討会議における検討内容

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める、「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」に該当するかどうかの判定。
- ・上記に該当しない場合、本人または家族が関係機関へ通報・相談を希望しているかどうかMSWが確認する。
- •その他協議が必要と思われる事項
 - ②検討会議の構成員
 - •病院長、•相談支援センター長、•事務局長、•主治医、•担当看護師長、
 - ・医事課長、・相談支援係長、MSW、虐待(疑い)の発見者、 事務局=相談支援係長

(6)関係機関への通報

前項において「生命又は身体に重大な危険が生じている場合」に該当する場合、または、本人、家族が通報・相談を希望する場合には、相談支援係長が大館市福祉部長寿課高齢者福祉係へ通報する。

(7)通報しない場合の対応

検討会議において「通報しない」と判断し、本人・家族も相談・連絡を希望しない場合、 MSWが当面は支援を継続。退院時や受診時等にモニタリングしながら支援の要否を判 断する。

⇒ 特に、疑い事例を経て自宅に戻った場合、エスカレートする場合があり、関係の維持相談体制の継続が重要となる。(MSWが関与)



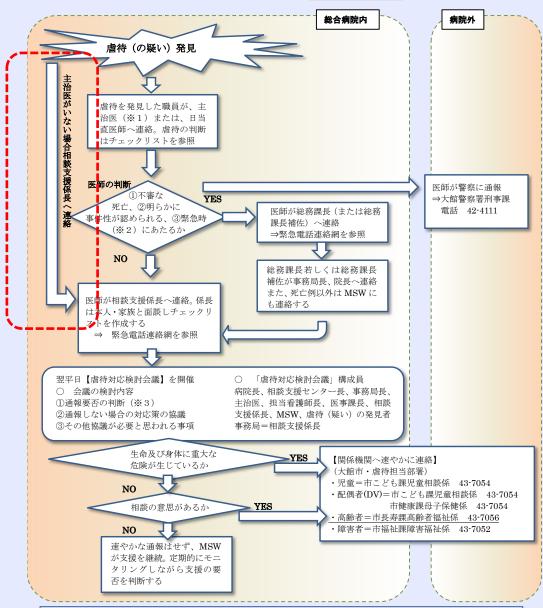
対応方法

対応方法はほとんど同じだが、虐待の類型により、多少フローの分岐や対応方法などに差があることに注意。

- ⇒ これは、虐待類型に応じた法令 の違いが原因
- ⇒ 注意が必要

【 被虐待者を発見した場合の対応フロー (休日・夜間) 】(高齢者虐待)

休日で主治医がいない場合、

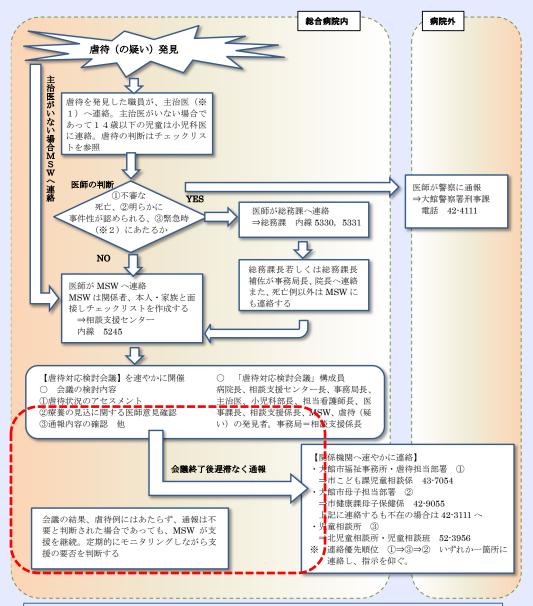


(※1) この場合の主治医とは「虐待発見当日診察を予定していた医師、又は、すでに入院・外来診療を開始し主治医として担当している医師」をいう。

(※2) 緊急時とは、①虐待者が暴力的なとき、薬物を乱用していると考えられるとき、②受傷程度が重く初動捜査を促す必要があるとき、③養護者が強引に連れ去られる危険性が有場合、をいう。

(※3)「生命及び身体に重大な危険が追っていると考えられるとき」には、被虐待者本人の同意がなくても通報しなければならない。また、重大な危険が生じていなくとも通報するよう努めなければならない。

【 被虐待者を発見した場合の対応フロー(平日・日中) 】(児童虐待)

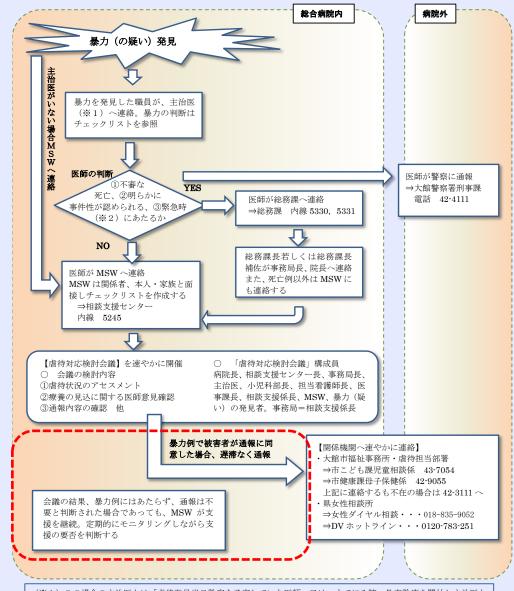


(※1) この場合の主治医とは「虐待発見当日診察を予定していた医師、又は、すでに入院・外来診療を開始し主治医として担当している医師」をいう。

(※2) 緊急時とは、①虐待者が暴力的なとき、薬物を乱用していると考えられるとき、②受傷程度が重く初動捜査を促す必要があるとき、③養護者が強引に連れ去られる危険性が有場合、をいう。

(※3)「生命及び身体に重大な危険が迫っていると考えられるとき」には、被虐待者本人の同意がなくても通報しなければならない。また、重大な危険が生じていなくとも通報するよう努めなければならない。

【 配偶者暴力を発見した場合の対応フロー(平日・日中) 】(配偶者暴力)



(※1) この場合の主治医とは「虐待発見当日診察を予定していた医師、又は、すでに入院・外来診療を開始し主治医として担当している医師」をいう。

(※2) 緊急時とは、①虐待者が暴力的なとき、薬物を乱用していると考えられるとき、②受傷程度が重く初動捜査を促す必要があるとき、③養護者が強引に連れ去られる危険性が有場合、をいう。

(※3)「生命及び身体に重大な危険が迫っていると考えられるとき」には、被虐待者本人の同意がなくても通報しなければならない。また、重大な危険が生じていなくとも通報するよう努めなければならない。

DV対応のポイント

チェックリストの活用

虐待、ネグレクト、配偶者間暴力が 疑われた場合は、チェックリストを活 用し、「虐待のサイン」を見逃さない、 という姿勢が重要。

⇒ 別紙「チェックリスト」を参照

「被虐待者を放置しない!」

被虐待者は、虐待されていても主張せ ず、虐待されていることを認識しておらず、 虐待者に依存(精神的・経済的)している ことも多い。こうした背景を考慮し、虐待さ れている事実は被虐待者から聴取しづら い、ということを理解する必要がある。

特に我々は、虐待の徴候を発見する端緒となる場面に遭遇することが多いことから、留意が必要である。

ご静聴ありがとうございました

ご質問をお受けします。